



クローバー News

クローバー運営委員会委員長再任のご挨拶

長谷川千種／東京都支部
(クローバー運営委員会委員長)

クローバー運営委員長として2期目を務めさせていただくことになりました。皆さまのご協力なくしてクローバーは成り立ちませんので、今期もどうぞよろしくお願ひいたします。

今期のクローバー運営委員会は、宮部副会長と笹木理事が担当として参加くださることになりました。さらにもう1名、関西圏でのつながりを強化すべく、大阪府支部登録者の川井氏に新たに運営委員として加わっていただきました。心強い限りです。

クローバーの現状は、日本精神保健福祉士学会学術集会やクローバーNEWS、登録者継続研修などで機会あるごとにお伝えしているとおります。他の成年後見人養成機関と比べると規模は小さく、クローバー登録者も地域偏在があります。東京や北九州など比較的登録者が多く、受任実績のある地域では、家庭裁判所からの受任依頼が次々に入りますが、わずかな登録者しかない地域では、クローバーの存在自体が十分に知られておらず、また、受任依頼があっても距離的に困難などの理由で要請に応えられない状況があります。利益相反にならない範囲で、地域のネットワークを介して受任要請に応じていくことも必要です。

成年後見制度の動向では、監督機能の強化があります。近年、東京家庭裁判所などでは、専門職後見人に対しても監督人をつけています。専門職後見人による不祥事が散見されるなか、財産管理を中心とした事故防止の一手段といえます。しかし、監督機能は身上監護、特に意思決定支援の適切さまでは補完しきれていません。個別性が高いがゆえに現状の監督人による“監督”にはなじまないのかもしれないかもしれません。このような状況を踏まえ、クローバーはどこへ向かうのかが問われます。日本精神保健福祉士協会は、自己決定支援と権限を伴う権利擁護の整理に努めながらも、クローバーの運営を進めてきました。今後も権利擁護活動の一つとして、クローバーの活動を重視していくことに変わりはないと考えています。

しかし、殆どの登録者は所属機関を持ちながらの後見事務であり、多くの案件を受任できない状況にあります。このような現状から、クローバー組織の拡大を図るには、本協会構成員にクローバーへ参画していただく必要があります。皆さまも、お近くの構成員へク

ローバー登録へのお声掛けをお願いします。

クローバー登録要件である認定成年後見人養成研修の受講要件は厳しく、基幹研修Ⅲ修了者を前提としています。自己決定支援と権限を伴う権利擁護の関係に注視しているため、ソーシャルワークを一定の水準で担える専門性をもった構成員による後見事務を期待しています。時間はかかりますが、クローバー登録者の拡大を図りながら、質の高い後見事務を担える登録者を増やしていくことが、当面クローバーが目指す方向性と考えています。

今年度は近畿地方での課題別研修の追加実施を模索しています。また、本協会ブロック会議をとおした成年後見制度への取り組み状況や研修ニーズの把握なども各都道府県支部にお願いしているところです。各地で登録者同士の横のつながりを強化していく動きも支援していきたいと考えています。

皆さまと共にクローバーの活動を盛り上げていくことを楽しみにしています。



☆クローバー運営委員会新体制紹介☆

2016・2017年度のクローバー運営委員会委員です。
このメンバーでクローバーの運営を進めて参りますので、みなさま、どうぞよろしくお願ひいたします！

	氏名	所属(役割)	所属支部
1	長谷川 千種	昭和大学附属烏山病院 (委員長)	東京都
2	齋藤 敏晴	東京国際大学 (副委員長)	埼玉県
3	岩崎 香	早稲田大学	埼玉県
4	毛塚 和英	桜ヶ丘記念病院	東京都
5	浅沼 尚子	鎌倉福祉士事務所 長楽庵	神奈川県
6	岡田 昌大	こころのクリニック 西尾	愛知県
7	川井 邦浩	阪南病院	大阪府
8	今村 浩司	西南女学院大学	福岡県
9	安部 裕一	北九州成年後見センター	福岡県
10	笹木 徳人	グループホーム あらかき	沖縄県
11	齋藤 憲磁	日本社会福祉士会 (外部委員)	東京都
12	宮部 真弥子	脳と心の総合健康セン ター付属リハビリテー ションセンター (担当理事・副会長)	富山県

(2016年9月9日現在)

山田 妙詔／愛知県支部

認定成年後見人ネットワーク クローバー

登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2016年8月31日現在登録者 146名

ブロック	人数	都道府県支部内訳(※)
北海道ブロック	6	北海道6
東北ブロック	9	岩手2、宮城5、山形1、福島1
関東・甲信越ブロック	57	栃木1、群馬1、埼玉12、千葉7、東京21、神奈川11、山梨3、長野1
東海・北陸ブロック	19	岐阜2、静岡5、愛知12
近畿ブロック	9	京都1、大阪4、兵庫4
中国ブロック	8	鳥取1、岡山1、広島3、山口3
四国ブロック	7	愛媛6、高知1
九州・沖縄ブロック	31	福岡12、熊本7、宮崎1、鹿児島2、沖縄9

※登録者の所属支部で算出。勤務先(勤務先なしの場合は自宅住所)が所在する都道府県。

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況

(2016年9月6日現在)

家庭裁判所等からの受任相談件数 137件

正式受任 96件	
受任中 86件	受任終了 10件
宮城3、埼玉3、千葉1、東京25、神奈川6、山梨1、岐阜1、静岡1、愛知1、大阪2、愛媛1、福岡19、熊本19、沖縄3	北海道2、東京5、静岡1、福岡1、熊本1
受任前調整中 3件	
宮城1、鳥取1、福岡1	

※受任案件の取扱家庭裁判所の都道府県で算出。

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2016年6月1日～2016年8月31日)

- 7月9日 徳島県精神保健福祉士協会 公開講座(講師:安部委員)
 7月11日 平成28年度家事関係機関との連絡協議会 甲府家庭裁判所(池谷前委員/前担当理事)
 7月25日 ぱあとなあ神奈川学習会 公開講座(講師:浅沼委員)
 7月29日 社会貢献型区民後見人育成プログラム(講師:浅沼委員)

■受任中の皆様へ■

受任案件のクローバーへの定期報告はお済みですか?
 年1回クローバーへの報告は必須です!
 2016年度より、報告期間の締日は家裁への報告締日と同日とすることになりました。
 ご不明なことがあれば事務局までご連絡ください!

公益社団法人日本精神保健福祉士協会が、2009年に本協会の認定成年後見人ネットワーク「クローバー」を発足して8年がたちます。2016年8月現在のクローバー登録者は140名越え、家庭裁判所などからの受任相談件数も125件を越えており、2016年6月22日現在の正式受任は84件と聞いております。クローバー発足以来、年々増加傾向にあると感じており、今後も増加することは予想されます。私が活動希望としている家裁のひとつである大阪家庭裁判所での受任状況は2名(成年後見人1名、保佐人1名)です。この受任状況には大阪家裁からクローバーへの受任に関する会合の要望があったという背景があります。

これまで、大阪府、特に大阪家裁管内で活動を希望している登録者がいながらも、受任相談や依頼がない状況でしたが、家裁へ提供している登録者名簿をご覧になったことで問い合わせがあり、クローバーについて説明させていただく会合が設けられ、2016年1月8日に日本精神保健福祉士協会の柏木会長、クローバー運営委員会の岩崎氏、大阪家裁管内活動希望登録者3名(登録者4名)の計5名で大阪家庭裁判所を訪問しました。

会合では、精神障害をもつ方への後見人をして受任者が、精神障害との関わり方が分からず困っていることへの協力要請や新規受任依頼をした場合の受任の可能性への確認がありました。また、協会からは、精神保健福祉士が精神障害者を支援する専門職であることやクローバー登録者には厳しい要件があり、常に研鑽を重ねて成年後見人としての質の向上に努めていることを説明しました。このような会合を経て、クローバーと大阪家庭裁判所の繋がりが始まりました。大阪での成年後見人を必要としている方は今後も増加されると思います。大阪府をはじめとした、近畿ブロックの登録者数の増加が望まれます。

また、私個人では、現在、意志表示できない方の障害固定の診断書を待って、後見人申請をする予定になっています。今は、その方の友人と共にお見舞いをしております。正式受任までは、その友人への心のケアをしていきます。

編集後記

クローバーが動き出し、初めて受任依頼があったのが2009年だと記憶しています。徐々に受任案件が増え、まもなく100件(まだ100件!?)になろうとしています。まだまだ、「クローバー(本協会認定成年後見人)」を認知がされていない家裁もありますが、大阪家裁を始め少しずつ広がりをみせています。今後も「クローバー」へ要請は多いかと思えます。継続研修も11月に開催されます。みなさま受任の準備はいかがでしょうか……。 (クローバー運営委員会委員:岡田昌大)